

様式第7 (平11農水建令1・令2農水国交令2・一部改正)

裁 決 申 請 書

年 月 日

収用委員会御中

裁決申請者 住 所  
氏 名

地すべり等防止法第6条第8項(第16条第2項において準用する第6条第8項、第17条第1項、第21条第3項、第23条第3項、第45条第1項において準用する第6条第8項、第45条第1項において準用する第17条第1項、第45条第1項において準用する第21条第3項)の規定による損失の補償について、同法第6条第9項(第16条第2項において準用する第6条第9項、第17条第3項、第21条第4項において準用する第6条第9項、第23条第4項において準用する第6条第9項、第45条第1項において準用する第6条第9項、第45条第1項において準用する第17条第3項、第45条第1項において準用する第6条第9項)の規定による協議が成立しないから、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積及びその内容
- 3 協議の経過

裁決申請者 住 所  
氏 名  
相手方 住 所  
氏 名

#### 備考

- 1 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 3 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 4 「損失の補償の見積及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第17条第1項又は第45条第1項において準用する第17条第1項の規定によつて工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積をあわせて記載すること。
- 5 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。